

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等検討部会（第17回）

議事要旨

1 開催日時：令和8年1月21日（水）14：00～16：00

2 開催場所：WEB会議

3 議題

- ・建設工事等の入札参加資格審査申請の申請項目・必要書類の共通化について
- ・測量・建設コンサルタント等の業種（案）について
- ・資格区分間の共通・選択申請項目等の整理について

4 議事概要

- ・事務局から資料1～5に沿って、建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通・選択申請項目・必要書類の案の概要を説明。その後、構成員と意見交換を実施。
- ・事務局から資料1、6に沿って、意見照会の結果を踏まえた測量・建設コンサルタント等の業種の再検討事項について説明。その後、構成員と意見交換を実施。
- ・事務局から資料7、8に沿って、資格区分間の共通・選択申請項目等の整理について説明。その後、構成員と意見交換を実施。

【意見交換】

○構成員 ●総務省

➤ 測量・建設コンサルタント等と物品・役務等の資格区分についての意見

○ 本団体においては、建設関係資格と物品関係資格とで後続システムが異なり、建設関係の後続システムについては、利用できる部局を限定して運用している。現在、本団体において物品関係資格として整理している「不動産鑑定」や「土地家屋調査」について、これらが測量・建設コンサルタント等の区分に整理される場合には、システム連携や運用体制を含め、一定の対応が必要となる可能性がある。

都道府県においては、物品関係資格と建設関係資格で後続システムが異なる取扱いが多いと考えられるため、この点は、特に都道府県の意見を確認いただきたい。

- 本団体では、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「環境計量証明」について、物品・役務等の資格として整理しているが、これらを測量・建設コンサルタント等の資格区分として整理する場合には、後続の調達システムが物品・役務等と建設関係で異なるものとなっているため、大規模なシステム改修が必要となると考えられる。
 - 物品・役務等、測量・建設コンサルタント等の業種区分について、国の統一資格と地方公共団体の資格で統一した業種に再定義するといった動きは想定しているか。
 - 現時点において、各省庁間で、物品・役務等は統一資格となっているが、測量・建設コンサルタント等の資格は統一されておらず、これらの区分を国として統一する動きについても、特段承知していない。地方公共団体の業種の統一が国に直ちに影響するかは判断できず、本件について予断を有するものではない。
 - 一部の省庁においては、「測量」や「土地家屋調査」について、物品・役務等の資格として取り扱われている認識でよいか。
 - 全ての省庁の運用を確認しているわけではないが、各省庁においては、当該業種について、物品・役務等と測量・建設コンサルタント等のいずれかの資格区分に寄せて取り扱っているものと認識している。
 - 当該業種をいずれかの資格区分として取り扱わなければ事業者の負担が増加するとの整理が示されているが、国において既に統一されないまま運用されている状況に鑑みれば、資格区分が複数に分かれることにより、事業者の負担が大きく増加するとは考えにくい。
- 共通・選択申請項目・必要書類の案
(資料3-項番17, 18「委任状」について)
- 委任関係の確認について、本団体における次期入札参加資格審査申請システムでは、GビズIDを用いて、委任の設定及び委任の受任の設定を確認する運用を予定している。資料3にて委任状を共通の必要書類と整理されているが、委任や代理を要する場合、GビズID等を活用することも考えられる。
 - 今後、共通システムのログイン方法等の検討の中で、GビズIDを用いて委任関係を確認することが望ましいということであれば、現状提出書類としている委任状は不要となると考えている。

➤ 資格区分間の共通・選択申請項目等の整理について

- 市町村においては、同一システムで3つの資格区分を運用していると認識しているが、資料7、8に示された資格区分間での申請項目の差異については、1つ目に指摘した「法令や業務内容の性質から生じている制度上必要と考えられる差異」を除けば、その他の差異はないのではないかと考えているが、この点について、御見解・御意見を伺いたい。
- 基本情報に関する項目については、いずれの資格区分においても共通の内容を取り扱っている。事業者が申請時に選択した資格区分に応じて、システム側で該当項目の入力可否を切り替え、各資格区分では不要となる項目をグレーアウトする、あるいはスキップする等の運用を実施している。
- 本団体では、担当者が物品・役務等と建設工事等とで異なり、申請項目についても資格区分ごとに異なっている。各担当が使いやすいように設計してきたため、表現の違いや、その結果として必要な書類にも差異が生じるということが起きている。
- 資格区分をまたいで複数の業種を申請する事業者については、本団体においては全体の5%程度と少なく、資格区分ごとの取扱いの差異について、無理に統一を図る必要性は必ずしも高くないのではないかと考えている。